

人定第13号
令和2年3月31日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公 印 省 略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）

標記については、別表のとおりとし、令和2年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、平成31年3月29日付け人定第14号当職依命通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)									
	特 別 職	指 定 職		行 政 職 (一)		行 政 職 (二)	医 療 職	専 門 ス タッフ 職	合 計	
		うち検事	うち検事	うち検事	うち検事				うち検事	うち検事
事 務 次 官		1							1	
秘 書 官	1								1	
官 房 長		1	1						1	1
公文書監理官		1							1	
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1							1	
官房審議官		1		3	3				4	3
官房参事官				4	4				4	4
秘 書 課				52	2				52	2
人 事 課				41	3				41	3
会 計 課				76	1	24			100	1
国 際 課				20	3				20	3
施 設 課				80	1			1	81	1
厚生管理官				21			5		26	
司 法 法 制 部		1	1	58	5				59	6
うち国立国会図書館 館支部法務図書館				6					6	
大臣官房小計	1	6	2	355	22	24	5	1	392	24
民 事 局		1	1	96	12				97	13
刑 事 局		1	1	63	16				64	17
矯 正 局		1	1	82	1				83	2
保 護 局		1	1	40	3				41	4
人 権 擁 護 局		1	1	23	3				24	4
訟 務 局		1	1	85	26			1	87	27
合 計	1	12	8	744	83	24	5	2	788	91

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。